

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

平成18年11月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第70号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(鳥取県行政財産使用料条例の一部改正)

第1条 鳥取県行政財産使用料条例(昭和39年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(この条例の趣旨) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用(以下「行政財産の使用」という。)に係る使用料の徴収については、法令に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。	(この条例の趣旨) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用(以下「行政財産の使用」という。)に係る使用料の徴収については、法令に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部改正)

第2条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正12年鳥取県令第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第3条 本条例ニ於テ県吏員等トハ県経済又ハ職員団体等ヨリ給料ヲ受クル者ニシテ次ノ各号ニ掲クル職ニアルモノヲ謂フ (1) 知事、副知事又ハ地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)ニ依ル改正前ノ地方自治法(昭和22年法律第67号以下「改正前ノ地方自治法」ト謂フ)第168条第1項ニ規定スル出納長 (2) 改正前ノ地方自治法第173条第1項ニ規定スル事務吏員又ハ技術吏員(以下「吏員」ト謂フ) (3)~(11) 略	第3条 本条例ニ於テ県吏員等トハ県経済又ハ職員団体等ヨリ給料ヲ受クル者ニシテ次ノ各号ニ掲クル職ニアルモノヲ謂フ (1) 知事、副知事、 <u>出納長又ハ副出納長</u> (2) 事務吏員又ハ技術吏員 (3)~(11) 略
第11条ノ2 休職其ノ他現実ニ職務ヲ執ルヲ要セサル	第11条ノ2 休職其ノ他現実ニ職務ヲ執ルヲ要セサル

<p>在職期間ニシテ1月以上ニ亘ルモノハ在職年ノ計算ニ於テ之ヲ半減ス</p> <p>前項ニ規定スル期間1月以上ニ亘ルトキトハ其ノ期間カ在職年ノ計算ニ於テ1月以上ニ計算セラルル総テノ場合ヲ謂フ 但シ現実ニ職務ヲ執ルヲ要スル日ノアリタル月ハ在職年ノ計算ニ於テ之ヲ半減セス</p> <p>第1項ノ規定ハ地方自治法第252条ノ17第1項ノ規定ニ基キ派遣サレタル県吏員等ノ派遣ヲ受ケタル普通地方公共団体ニ勤務シタル期間ニツイテハ之ヲ適用セス</p>	<p>在職期間ニシテ1月以上ニ亘ルモノハ在職年ノ計算ニ於テ之ヲ半減ス</p> <p>前項ニ規定スル期間1月以上ニ亘ルトキトハ其ノ期間カ在職年ノ計算ニ於テ1月以上ニ計算セラルル総テノ場合ヲ謂フ 但シ現実ニ職務ヲ執ルヲ要スル日ノアリタル月ハ在職年ノ計算ニ於テ之ヲ半減セス</p> <p>第1項ノ規定ハ地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条ノ17第1項ノ規定ニ基キ派遣サレタル県吏員等ノ派遣ヲ受ケタル普通地方公共団体ニ勤務シタル期間ニツイテハ之ヲ適用セス</p>
---	--

(鳥取県税条例の一部改正)

第3条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(用語及び様式)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 徴税吏員 知事又はその委任を受けた<u>県職員</u>をいう。</p> <p>(2)～(13) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(用語及び様式)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 徴税吏員 知事又はその委任を受けた<u>県吏員</u>をいう。</p> <p>(2)～(13) 略</p> <p>2 略</p>

(鳥取県統計調査条例の一部改正)

第4条 鳥取県統計調査条例(昭和25年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>第6条 調査に従事する地方公共団体の<u>職員</u>又は調査員は、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、知事の発行する職務に関する証票を示さなければならない。</p>	<p>第6条 調査に従事する地方公共団体の<u>吏員</u>又は調査員は、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、知事の発行する職務に関する証票を示さなければならない。</p>

(鳥取県准看護師試験委員条例の一部改正)

第5条 鳥取県准看護師試験委員条例(昭和34年鳥取県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前

<p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 試験委員は、医師、看護師、学識経験のある者及び県の<u>職員</u>のうちから、知事が委嘱又は任命する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 試験委員は、医師、看護師、学識経験のある者及び県の<u>吏員</u>のうちから、知事が委嘱又は任命する。</p>
--	--

(鳥取県結核診査協議会条例の一部改正)

第6条 鳥取県結核診査協議会条例(昭和26年鳥取県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(関係者の意見)</p> <p>第9条 <u>関係職員</u>及び議事に関係ある者は、委員長の許可を得て会議に出席し意見を述べることができる。</p>	<p>(関係者の意見)</p> <p>第9条 <u>関係吏員</u>及び議事に関係ある者は、委員長の許可を得て会議に出席し意見を述べることができる。</p>

(鳥取県クリーニング師試験委員条例の一部改正)

第7条 鳥取県クリーニング師試験委員条例(昭和34年鳥取県条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 委員は、技術経験者、学識経験者及び県の<u>職員</u>のうちから、試験の都度、知事が委嘱又は任命する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 委員は、技術経験者、学識経験者及び県の<u>吏員</u>のうちから、試験の都度、知事が委嘱又は任命する。</p>

(鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例の一部改正)

第8条 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例(平成16年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(ふぐ処理師試験委員の設置)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員は、医師、ふぐ処理師、学識経験のある者及び県の<u>職員</u>のうちから、試験の都度、知事が委嘱又は任命する。</p>	<p>(ふぐ処理師試験委員の設置)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員は、医師、ふぐ処理師、学識経験のある者及び県の<u>吏員</u>のうちから、試験の都度、知事が委嘱又は任命する。</p>

(副出納長設置及び定数条例の一部改正について)

第9条 副出納長設置及び定数条例（昭和30年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第168条第3項及び第4項の規定に基づき副出納長を置き、その定数は1人とする。</u>	地方自治法（昭和22年法律第67号）第168条第3項及び第4項の規定に <u>基き</u> 副出納長を置き、その定数は1人とする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。